諮問庁：総務大臣
諮問日：令和７年６月２４日（令和７年（行情）諮問第７２４号及び同第７２５号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７２８号及び同第７２９号）
事件名：特定諮問事件に係る意見書及び資料の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
特定諮問事件に係る意見書及び資料の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１及び２に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書１」及び「本件対象文書２」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、取り消すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、令和７年５月２１日付け情個審第１９８２号及び同第１９８３号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する各審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書（共通）によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

（１）各審査請求書（内容は同じ。）

本件について、「公にされていない情報を明らかにする」ことになるからと言って、直ちに特定の個人を識別できるとは言えず、法５条１号該当性はないと思料するため。

（２）意見書

両件の「理由説明書」の「３　本件審査請求に対する諮問庁の意見」の「（１）本件審査請求の対象」に記載されているとおり、「本件対象文書の存否応答拒否の妥当性が争点」である。本件の争点は、「令和７年（独情）答申第１３ないし同第１５号」の「答申書」の「第５　審査

会の判断の理由」の「２　本件対象文書の不開示情報該当性について」に記載されている「・・・個人識別情報でないとしても、これを公にすると、当該受験者の友人等一定の範囲の者にとっては、当該受験者を特定する手掛かりとなることは否定し難く、・・・」と同様である。しかしながら、数多の解答用紙の中から個人を特定する手掛かりになるとすれば、高校時代の友人同士のテストの見せあい等により、当該個人の解答の内容（得意分野・表現の特徴等）を事前に熟知しているためであり、当該情報が開示されたからと言って、当該受験者の権利利益が害される恐れがあるとは言えないものと思料する。逆に言えば、入試においてどのくらいの得点能力を有するかについて、友人等に情報を隠そうとするならば、高校時代にこそテストで自らの解答能力を周りに（教員含め）見せないよう心掛ける必要があったというべきである。

本件についても、別件審査請求人Ａについて、知りうる立場にあったからと言って、その事の故に、本件について「存否応答拒否の妥当性」があるとは、言えないものと思料する。

従って、本件（２件）原処分については、「取消し」が相当であるからその旨の「再処分」を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件事案の経緯

（１）審査請求人は、処分庁に対し、令和７年４月２３日付け（同月２５日受付）行政文書開示請求書により、法３条の規定に基づく各開示請求（以下「本件各開示請求」という。）をした。

（２）本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

（３）処分庁は、本件各開示請求に係る各諮問事件（以下「各特定諮問事件」という。）については調査審議中であり、本件各開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、各特定諮問事件に関し、審査請求人である特定の個人が、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、意見書又は資料を提出した事実の有無という公にされていない情報を明らかにすることとなり、法５条１号の不開示情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの）を開示することとなるため、法８条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否するという原処分を行った。

（４）令和７年５月２６日付け（同月２９日受付）各審査請求書により、原処分について各審査請求（以下「本件各審査請求」という。）がされた。

２　審査請求人の主張

本件各審査請求の趣旨及び理由は、上記第２の１及び２（１）のとおりである。

３　本件各審査請求に対する諮問庁の意見

（１）本件各審査請求の対象

本件各審査請求は、本件対象文書の存否を明らかにすることが、直ちに法５条１号の不開示情報を開示することになるとはいえないとして、原処分の取消しを求めるものと解されるから、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性が争点となる。

（２）本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

本件各開示請求は、各特定諮問事件に関し、当該事件の審査請求人（以下「別件審査請求人」という。）から審査会に提出された意見書又は資料（本件対象文書）の開示を求めるものであり、本件開示請求書（諮問第７２４号及び同第７２５号共通）には、別件審査請求人が特定個人であることが記載されている。

そうすると、本件対象文書の存否を答えるだけで、別件審査請求人である特定個人が、各特定諮問事件に関し、審査会に対し、意見書又は資料を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することとなる。

本件存否情報の不開示情報該当性についてみると、特定個人に関する情報であるから、法５条１号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号イないしハに該当する事情も認められないので、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当する。

したがって、本件各開示請求に対し、本件対象文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、法８条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件各開示請求を拒否した原処分は妥当である。

（３）審査請求人の主張について

上記（２）のとおりであるから、審査請求人の上記２の主張には、理由がない。

４　結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であり、本件各審査請求には理由がない。

そのため、裁決で、本件審査請求を棄却すべきであるから、法１９条１項の規定に基づき、審査会に諮問する次第である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①　令和７年６月２４日　　諮問の受理（令和７年（行情）諮問第７２４号及び同第７２５号）

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③　同年７月１８日　　審査請求人から意見書を収受（同上）

④　令和８年６月５日　　審議（同上）
⑤　同年１０月２日　　審議（同上）
⑥　同月２３日　　令和７年（行情）諮問第７２４号及び同第７２５号の併合並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法５条１号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法８条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

２　本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

（１）諮問庁は、上記第３の３（２）において、本件開示請求書（諮問第７２４号及び同第７２５号共通）には、別件審査請求人が特定個人であることが記載されていることから、本件対象文書の存否を答えることは、本件存否情報（各特定諮問事件に関し、別件審査請求人である特定個人が審査会に対し、意見書又は資料を提出した事実の有無）を開示することとなり、本件存否情報は法５条１号に該当する旨説明する。

（２）しかしながら、当審査会において、諮問書に添付された行政文書開示請求書（写し）を確認したところ、諮問庁において、別件審査請求人が特定個人であることが記載されていると説明する部分（「２　事務的付言」）の内容を踏まえても、本件各開示請求は、別件審査請求人が特定個人であることを前提として行われていると解することはできない。

（３）そうすると、本件対象文書の存否を答えることによって明らかとなる情報は、各特定諮問事件に関し、特定個人を前提としない別件審査請求人が意見書又は資料を提出した事実の有無であるが、当該情報を明らかにすることによって、特定の個人を識別することが可能であるとは認められず、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められない。

したがって、本件存否情報は、法５条１号の不開示情報には該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法５条１号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙（本件対象文書）（開示請求書に記載された内容。一部を除き原文ママ）

１　本件対象文書１（諮問第７２４号）

本書面受付日までに、情報公開・個人情報保護審査会事務局で受付られた次の行政文書

・「令和７年（行情）諮問第３７５号：原子炉主任技術者試験（筆記試験）における特定課目に係る解答例の一部開示決定に関する件」に対する意見書及び資料

２　本件対象文書２（諮問第７２５号）

本書面受付日までに、情報公開・個人情報保護審査会事務局で受付られた次の行政文書

・「令和７年（独情）諮問第４５号：大学入学共通テストの特定課目の受験者の採点済みの答案の不開示決定に関する件」に対する意見書及び資料